

新型コロナウイルスに関連する欠勤、出勤停止、休業、休暇に関する対応一覧（概略）

2020年3月23日時点の情報により編集

ケース（理由）	企業の対処	使える制度		
		名称	支給・助成される金額	注意点
1 ・ 事業活動の縮小 を余儀なくされた事業主が、労働者を一時的に休業させた場合	①労働者を一時的に休業させる。 ② 休業手当を支給 （平均賃金の6割以上）	雇用調整助成金（注1） （以前からある制度）	・ 休業手当の2/3 （日額上限8,330円）	・ 事業活動が縮小していることが要件、 単に感染防止のために、社員を出勤停止にしている場合は対象外 ・ 雇用保険の被保険者が対象 ・ 6ヶ月以上雇用していない者も対象に含む（特例）
2 感染予防を目的に、事業主の判断 で、労働者を一時的に休業させた場合	①労働者を一時的に休業させる。 ② 休業手当を支給 （平均賃金の6割以上）	特になし		
3 学校の休校措置 に伴って、 ①又は②の世話をを行うことが必要となった労働者 ①臨時休業した小学校等に通う子 ②風邪症状など感染したおそれのある小学校等に通う子 ※雇用保険の加入者要件はない（正規・非正規問わない）	① 労働者の申請 により、特別の有給休暇を与える。 ② 休暇取得分の 満額の給料 を支払う。	小学校休業等対応助成金（注1） （今回、新しく作られた制度）	・ 休暇中に支払った賃金の100% （日額上限8,330円）	・ 有給休暇と同様の支給なので、 月給を日割りした金額の支給が必要。8,330円を支払えばいいというものではない。 ・ 2/27～3/31の間の休暇（春休みや土日など元々休みの日は対象外）
4 労働者 本人 が、罹患して休業する場合	特になし。 労働者から申請があれば、有給休暇の利用を認める。	欠勤4日目以降、健康保険より傷病手当金を受給可能	標準報酬月額の日額の3分の2	国民健康保険には、傷病手当金制度はない【特例】支給する方向で検討中
5 濃厚接触者 として、保健所等から休業を命じられた場合	特になし。 労働者から申請があれば、有給休暇の利用を認める。	× 傷病手当金の対象外		

上記は、中小企業を対象にした制度内容のみ記載

（注1） いずれの制度も、まずは、会社が社員に給与を支払うことが先。その後、助成金の申請をして、助成金が会社に支給される（資金負担が先）。

上記の情報は、速報性を重視し、網羅性、厳密性は重視しておりません。実際の適用に関しては、関係部署に確認の上、自己責任で判断をしてください。実際の助成金の申請及び支給には、書類の作成及び審査が必要となります。

【お問い合わせ】

アイアンドエス税理士法人
022-397-7396